私たちは東京都労働委員会で
全面解決を求めています！

整理解雇から 10 年経った 2020 年 12 月 1 日の参議院厚生労働委員会で、長引く JAL 争議について議員からの質問に対して、田村厚生労働大臣（当時）から「争議解決については労働委員会制度の活用がある」との答弁がありました。

翌年 5 月、JAL が争議解決に向けた団体交渉を拒否したことを受け、私たちは、東京都労働委員会（都労委）に「不当労働行為」を申立て、現在も調査が続いています。

解雇の手続きの過程にあった 2010 年 11 月、管財人が労働組合方針へ支配・介入する事件がありました。この事件で都労委は 2011 年 7 月に「不当労働行為救済命令」を発出しました。ところが JAL は“命令の取り消し”を求めて行政訴訟を起こして最高裁まで争いました。結果、6 年後の 2016 年 9 月 23 日、最高裁で不当労働行為が確定、憲法 28 条違反「団結権の侵害」と JAL は断罪されました。こうした経緯から、都労委は、JAL の経営破綻から再建の概要や、解雇争議に係る一連の内容を熟知されています。

不当な解雇から今日まで 13 年という歳月が流れました。私たちは、都労委に対して、「集団的労使紛争解決」という労働委員会の機能を発揮して JAL 争議にあたって頂くよう求めています。

国会議員の皆様

JAL 争議の現状をご理解いただき、解決に向けて
御尽力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

2023/6/17 羽田空港スタンディングアピール

私たちは求めています

不当解雇は許さない！

奪われた人権を取り戻す！

安全最優先の JAL に！

国会議員の皆様へ

～私たちの声を聞いて下さい～

解雇から 13 年！
日本航空の争議は解決していません！

【衆議院第二議員会館前】

【東京都労働委員会のある都庁第一庁舎前】

★JAL 不当解雇撤回争議団　03-6423-7878
★JAL 被解雇者労働組合(JHU)　080-4905-3383
info@jhu-wing.main.jp

2023 年 9 月

稲盛会長（当時）

「年齢や病気」を理由にした解雇は人権侵害（憲法違反）！

2010 年（平成 22 年）1 月 19 日、日本航空は政府指導の下で「破綻と再建」が進められました。その再建の過程でパイロット 81 名と客室乗務員 84 名が、年齢（機長 55 歳以上、副操縦士 48 歳以上、客室乗務員 53 歳以上）と病気欠勤歴を理由に解雇されました。年齢や病気を理由とした解雇は、明らかな人権侵害です。またベテランの解雇は「安全軽視」で、これまでの航空機事故の教訓を無視したものです。

2010 年大晦日に解雇する必要はなかった（新証拠で明らかに）

航空運送事業者は航空法によって、毎年「安全報告書」の公表が求められています。私たちが 2010 年度「JAL グループ安全報告書」を詳細に分析した結果、165 名を解雇してから 3 か月後の 2011 年 3 月 31 日（更生計画終了時）の人員配置数が、更生計画が目標とした配置人数をパイロットは 269 人、客室乗務員では 466 人も超過削減していたことが判明しました。

解雇時点での営業利益は、更生計画の目標 641 億円の 2 倍をはるかに超える 1586 億円と史上最高益を上げ、解雇後の 2011 年 2 月 8 日の記者会見で稲盛和夫会長（当時）が「経営上、解雇の必要はなかった」と明言した解雇でした。JAL の 165 名の解雇は企業倫理にも社会正義にも反する不当な解雇でした。

超過削減を隠し続ける JAL と国土交通省

整理解雇事件の裁判では、解雇時点での実際の在籍人数と削減後の在籍人数は明らかにされませんでした。この点について、2014 年（平成 26 年）4 月 16 日の衆議院国土交通委員会で、2010 年 12 月 31 日（解雇時点）の在籍人数を問われた田村航空局長（当時）が「日本航空に問い合わせたが非公開情報ということで答えられない」と答弁、その後も一切明らかにされていません。私たちは、公的整理として指導してきた国交省の対応にも納得しておりません。

ILO 勧告は「罰則や強制力がない」と無視

「整理解雇者の優先雇用」を定めた ILO 166 号勧告は、日本の政・労・使も賛成して採択された国際ルールです。JAL は解雇強行後、2012 年 7 月に客室乗務員の新規採用を再開、これまで 6325 人を、パイロットについては 2015 年から 477 人を採用しています。しかし争議団からは一人も乗務職として戻していません。JAL は「ILO 勧告には罰則や強制力がない」と無視しています。

国際労働基準を無視することは、JAL 自らが作成した「JAL グループ人権方針」にも反しています。国際労働基準(ILO 166 号勧告)と「JAL 人権方針」に沿った解決こそ公正な解決への道です。

これだけ新規採用をしながら一人も乗務職に戻さない JAL

整理解雇後の乗務員採用数

【パイロット採用数】

2015 年度	30
2016 年度	63
2017 年度	68
2018 年度	69
2019 年度	96
2020 年度	60
2021 年度	11
2023 年度	80
合計	477 人

【CA 採用数】

	新卒	既卒	経験者	海外	計
2012 年度	140	250	-	260	650
2013 年度	290	100	-	270	660
2014 年度	270	70	-	240	580
2015 年度	270	120	-	200	590
2016 年度	310	70	-	130	510
2017 年度	370	75	-	200	645
2018 年度	400	150	150	250	950
2019 年度	500	180	60	280	1020
2020 年度	600	未定	未定	未定	600
2023 年度	120	-	-	-	120
合計	3150 人	1015 人	210 人	1830 人	6325 人